

品質管理システム概要書(2020年9月14日現在)

監査事務所名 霞友有限責任監査法人

代表者名 山崎 安通

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っております。また、業務執行社員には、定められた品質管理システムに準拠して監査を実施する責任があります。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者とします。社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示します。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(職業倫理)

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則(以下「倫理規則」という。)第2条に基づき、以下の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

- (1) 誠実性の原則
- (2) 公正性の原則
- (3) 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則
- (4) 守秘義務の原則
- (5) 職業的専門家としての行動の原則

当法人は、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、以下の様に独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

(独立性)

品質管理担当責任者は、当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年6月30日現在並びに必要となる時点において独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である

倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査し、提出を求めています。

(ローテーションの方針及び手続)

大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を以下のよう
に定めております。以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結
又は更新を行っております。

当法人が、時間及び人的資源など、業務を実行するだけの適性及び能力を有し
ていること

当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守することができること

当法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を
及ぼす事項がないこと

当法人が、新規の関与先と契約の締結を行う場合、既存の関与先と既存の契約を更
新するかどうかを判断する場合、及び既存の関与先と新規の契約の締結を検討する場
合、それぞれの状況において必要と考えられる情報を入手しております。

新規又は既存の関与先から新規の契約を締結する際に利益相反の可能性が識別さ
れた場合、当法人が当該契約を締結することが適切であるかどうかを判断してありま
す。

問題点が識別されたにもかかわらず、当法人が関与先と契約の新規の締結又は更新
を行う場合、当法人がその問題点をどのように解決したかを文書化しております。

監査責任者は、その意思決定に当初から関与したか否かにかかわらず、契約の新規
の締結及び更新が、当法人の定める方針及び手続に従って適切に行われ、その結論が
適切であることを判断しなければなりません。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締
結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定めております。

不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。

不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれます。

新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外
の適切な者が当該評価の妥当性を検討します。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査契約の新
規の締結及び更新に当たり、前項に記載されている手続が適切に行われていることを
確かめなければなりません。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

監査実施者を採用する場合には、採用予定者から履歴書を入手して面接を行い、原則として必要と思われる監査経験がある公認会計士を採用しております。

すべての監査実施者は、日本公認会計士協会の主催する研修等に参加して、1事業年度にCPE履修単位40単位以上履修しなければなりません。

監査実施者が能力を高め維持すること及び職業倫理(独立性を含む)を遵守することを正当に評価し、監査業務を適切に実施するために能力、適性及び経験を考慮して、それぞれの監査業務の実施者を選任しております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮しております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮しております。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告書に準拠し、研修報告を参考として、監査業務を実施しております。

監査業務の実施に際して、業務執行社員は監査補助者への適切な指示、監督及び監査調書の査閲に注意を払っております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、前項の事項を踏まえて監査業務を監督する責任を負っております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、監査事務所内で十分に検討するほか、日本公認会計士協会の相談窓口や担当部署の意見を入手しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽の表示の疑義があ

ると判断された場合には、必要に応じ監査事務所内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討しております。

(3) 審査の方針及び手続

すべての監査業務について、監査計画並びに監査意見形成時に、適切な経験と権限を有する審査の担当者による審査を行っております。

監査報告書は、監査意見の審査が完了するまでは発行できないことになっております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任しております。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施しております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、当法人の定める方針及び手続に従って審査担当者が選任されていることを確かめなければなりません。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに業務執行社員は審査の担当者に事前相談を行い、審査の担当者と監査上の判断の相違が生じないように努めております。なお解決できない場合には、他の監査事務所等に調整を依頼し、最終的には社員会で監査上の判断の相違を解決しております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理については、監査報告書日(監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日)から、60日程度を超えないものとするとしております。

また、監査調書の管理・保存及び破棄については、方針及び手続きを定め、これにしたがって、運用しております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理システムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するため、品質管理システムを日常的に監視し、定期的な検証を循環的に実施しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、当法人の品質管理の方針及び手続

に準拠して実施されていることを確かめております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

1. 当法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、これが以下のいずれかの場合に該当するかを判断しております。

監査業務が職業的専門家としての基準及び法令等に準拠して実施され、かつ、発行する監査報告書が適切であることを合理的に確保する上で、品質管理のシステムが不十分であることを必ずしも示していない事例

速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備

なお、上記 に該当する事項が判明した場合には、品質管理担当責任者は、改善を要する事項を検討し、適切な措置をとります。

2. 品質管理担当責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しなければならない。監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施しなければなりません。

3. 監査責任者以外の者に対して、前項の伝達を実施する場合は、通常、具体的な監査業務を特定できるような事項を含めない。ただし、関連する監査責任者以外の者が適切にその責任を果たしていたことを明確にする上で必要と認められる場合にはこの限りではありません。

4. 当法人は、発見された不備に対する適切な是正措置には、以下のうち一つ又は複数の事項を含めております。

関係する監査業務又は専門要因に対する適切な是正措置の実施

訓練や職業的専門家としての能力開発に関する責任者に対する発見事項の伝達

品質管理の方針及び手続の変更

当法人の方針及び手続に違反する者、特にそれを繰り返す者に対する懲戒処分

5. 品質管理のシステムの監視の結果、不適切な監査報告書が発行されたおそれがある場合、又は監査業務の実施の過程で必要な手続が省略されたおそれがある場合には、品質管理担当責任者は、関連する職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守するためにはどのような追加的な対応が適切かを決定します。また品質管理担当責任者は、必要と認める場合、適切な法律専門家に助言を求めることも検討します。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

1. 当法人は、次の事項に関して、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めます。

この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けるこ

となく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定めます。

当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び法令等の違反に関する不服と疑義の申立て

当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て

個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

- 2．当法人は、不服と疑義の申立てを受け付ける担当責任者を選任します。
- 3．専門要員は、前項に記載された事項に該当する事項を発見した場合には、いつでも担当責任者に報告することができます。また、関与先又はその他の第三者から不服と疑義の申立てを受けた者は、速やかに、担当責任者に報告しなければなりません。
- 4．担当責任者は、不服と疑義の申立てがあった場合には、その内容を吟味し、関連する監査チーム等への質問、必要と認める場合には、関連する書類等を閲覧して、不服と疑義の申立てを調査する。当該調査は、調査の対象となった監査業務に従事していない者の管理下で行うこととし、必要に応じて法律専門家を関与させます。また、関連する業務に関与していない者を管理者として指名することが実務上困難な場合には、不服と疑義の申立ての調査を実施するために、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所を利用します。
- 5．不服と疑義の申立て及びその対応は、必要に応じ、適切に文書化します。
- 6．不服と疑義の申立ての調査において、品質管理の方針及び手続の整備及び運用に関する不備が発見された場合、又は一人若しくは複数の者が品質管理のシステムに準拠していないことが発見された場合には、品質管理担当責任者は、品質管理規程第46条第4項に記載している適切な是正措置を講じなければなりません。

【参考】品質管理規程第46条第4項

- 4．当法人は、発見された不備に対する適切な是正措置には、以下のうち一つ又は複数の事項を含める。

関係する監査業務又は専門要因に対する適切な是正措置の実施

訓練や職業的専門家としての能力開発に関する責任者に対する発見事項の伝達

品質管理の方針及び手続の変更

当法人の方針及び手続に違反する者、特にそれを繰り返す者に対する懲戒処分

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するために方針及び手続を、以下のように定めます。

不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付けます。

当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達します。

監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討

したかについて、品質管理担当責任者に書面またはメールで報告します。

7．監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際して、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準委員会報告書第900号「監査人の交代」に準拠することとしております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければなりません。

監査責任者は、前項に従って監査チームが実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告されていることを確かめなければなりません。

8．共同監査の方針及び手続

共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理システムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際に確かめた上で、共同監査に関する協定書を作成することとしております。

9．組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。